

2015年8月21日

国立大学法人徳島大学長 香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合  
中央執行委員長 齊藤 隆仁

## 卒業式・入学式における国旗掲揚・国家斉唱に関する

### 徳島大学の対応についての質問状

#### 質問項目

本年6月16日、文部科学大臣が全国の国立大学長に対して、入学式や卒業式で国旗掲揚と国歌斉唱を行うよう要請しました。本学としていかなる対応を取るかにつき、ご質問いたします。

今回の要請を単に「聞き置く」に留め、本学における国旗国歌に関する従前の扱いを変更しないということも考えられます。その場合は「特段の対応は取らず従前どおりの扱いとする」とご回答いただければけっこうです。

しかし、もしも従前の扱いを変更する場合には、単に結論だけを回答するのではなく、そのような結論に至った手続き、および具体的で説得的な理由をお示しく下さい。

その場合の決定手続きに関しましては下記の「要望」をご参照ください。

#### 文科大臣からの要請を検討する場合の手続きに関する要望

教育研究評議会においてこの件を議題として提案し、下記「背景と趣旨の説明」「留意していただきたい点①」、「同②」の項目に示す事情を勘案したうえで、実質的な議論を行うことを求めます。出席者の全員、とくに教員は自らが代表する部局としての見解を主体的に示し、それらにもとづいて実質的内容を伴った議論を行うことを希望します。

また、この件に関する全発言を議事録として残し、公表することを求めます。あるいは組合からの代表者による評議会の傍聴を許可して下さることを求めます。

#### 回答の期日について

「特段の対応は取らず従前どおりの扱いとする」場合には、おおむね9月中にその旨ご回答ください。

今後、研究教育評議会でも検討する場合には、同評議会の開催日時をおおむね9月中にご回答のうえ、検討結果につきましては評議会開催後にご回答ください。

議事録（発言記録）を作成するか、組合からの代表者による傍聴を許可するかのどちらの対応を取るかにつきましても、おおむね9月中にご回答ください。

## 背景と趣旨の説明

本年4月9日の参議院予算委員会における安倍晋三首相の答弁にもとづいて、下村博文文部科学大臣は同6月16日、全国の国立大学長に対して、入学式や卒業式で国旗掲揚と国歌斉唱を行うよう要請しました。

現在の国立大学法人制度の下では、文部科学省からの「要請」や「お願い」は事実上の圧力ないし強制となることが危惧されますが、いうまでもなく大学は、ときの政権に都合のよい考え方を再生産する道具ではありません。在学生の専門分野がなんであれ、バランスのとれた教養、言い換えると現代世界の実状を、歴史的パースペクティブを併せもちつつ、多角的・批判的に捉えなおす基礎的な力を養成することも、その教育課題の一つとしております。

私どもも、徳島大学の教職員・学生の総意として、本学の卒業式・入学式で国旗を掲揚し（これはすでに以前より実施されています）、国歌を演奏あるいは一斉唱和するのが望ましいと考えるのなら、その総意を集約した形で実施されてもよいと考えます。しかし、今回単に「政府から要請があったから」というだけで、実質的な検討・討論抜きで実施することは容認できません。そのような、知的退廃を露わにするような姿勢は、大学という教育研究機関として、とるべきではありません。

### 留意していただきたい点①—「グローバル人材の育成」の観点から

卒業式・入学式も、関係学生のほとんどが出席する主要行事の一つとして行われる以上、単なる儀式ではなく、教育の一環として行われているということができましよう。そこでは、たとえば日章旗と「君が代」が、アジア・太平洋戦争の時代にどのように使われてきたかという歴史的経緯に鑑み、とくに大学の式典の一部としての国歌の演奏や一斉唱和には違和感をもつ人々への配慮も必要ではないでしょうか。とくに本学はアジア諸国からを含め多数の留学生を受け入れ、また送り出しています。近年では、その教育目標の柱の一つとして「グローバル人材の育成」をいっそう重視しているところでもあります。国旗掲揚や国歌演奏を行うのであれば、留学生の出身国（今年5月1日現在、25ヶ国におよぶ）すべての国旗・国歌を対象とすればよいのではないのでしょうか。そのほうがよほど本学の方針に合致するのではないのでしょうか。

### 留意していただきたい点②—「税金を使っている国立大学は国の要請に応えるのは当然」は誤り

安倍首相は上記参議院予算委員会における答弁のなかで、国立大学における国旗掲揚・国歌斉唱について「…税金でまかなわれていることに鑑みれば、新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべきではないか」と述べています。

しかし、この理屈にしたがえば、私立大学やNGOを含め、国から補助を受けているすべての団体・個人は、いかなる「国の要請」にも、常に従わなくてはならないこととなります。また、税金は日本国民だけでなく日本に在住する外国人も支払っているものですから、日本の国旗のみを掲揚し日本の国歌のみを演奏することの根拠にはなりません。

そもそも「税金を使っている国立大学は国の要請に応えるのは当然」というのは、全く正しくありません。私たちが貢献し、あるいは責任を果たすべき社会や公共とは日本政府のことでありませぬ。ましてやそのときどきの政権の意向ではありません。